



日本共産党大田区議会議員

大竹辰治

ミニレポート

ご意見・ご要望をお寄せください

発行 大竹辰治事務所

日本共産党 区議会控室
大田区蒲田5-13-14
電話 5744-1477

事務所 大田区西蒲田5-9-12
電話 3735-2611

自宅 大田区東矢口3-11-19
電話 3736-4202

E-mail: tootake@apricot.ocn.ne.jp
http://tootake.jcp-ota.jp/

コロナ感染症から区民のいのちと健康を守る医療・介護の抜本的充実を

区議会第2回定例会（6月12日から22日）が開かれ、大竹辰治区議会議員が一般質問を行いました。



大竹辰治区議は、特に、感染流行の「第2波」に備え、医療と検査体制を抜本的に強化することが求められます。

安心して経済・社会活動を再開していくうえで、感染者を早期に発見し、症状に応じた医療と隔離を行う必要があります。そのためには検査のあり方を根本から見直し、大規模に行える体制を整えることが必要です。

日本の人口当たりPCR検査数は、韓国は日本の8倍、米国は14

倍、欧州諸国は20〜30倍と諸外国に比べてけた違いの少なさです。

発熱など強い症状がある人だけを対象としてきた、これまでのやり方と発想を根本から転換して、受動的検査から積極的検査への戦略的転換を政府が宣言するよう求めます。

PCR検査センターは当区でも医師会の協力により、先月21日から週2回40人程度の検査が、区内1カ所で行われていますが、更なる拡充が必要です。杉並区は3カ所、世田谷区は4カ所設置しています。

東京都医師会の感染症担当・角田徹副会長は、東京都医師会では都内の47の地区医師会に対し、地域の行政と医師会が一体となった「PCRセンター」設置への働きかけを行ったと、4月17日に会見しています。

広島、岩手、愛知など18道県の知事が、感染拡大を防止しながら経済・社会活動を正常化する「緊急提言」を発表し、これまでの

「受動的検査」から「感染者の早期発見・調査・入院等による積極的感染拡大防止戦略への転換」を提言しています。

PCR検査センターを、国や都の支援を受けながら、医師会と協力し3医師会ごとに開設を求めました。

健康政策部長は、検査体制は確保されている。今後は状況をみながら判断していくと答えました。

- **地域医療連携の推進**
医療機関に対するマスク等衛生資材支援
財政支援 感染者1人に対して10万円支援
- **商店街活性化推進事業**
プレミアム付地域商品券 一商店会300万円
- **区立小中学校・特別支援学校に非接触型体温測定器**
一校当たり4台
- **ひとり親世帯臨時特別給付金**
扶養手当約3,300人×5万円、
児童手当約4万人×1万円

第2回定例会第3・4次補正予算で実現

区民要望が実現

また、区の保健所は、1990年まで4カ所が、その後1カ所に削減された。新型インフルエンザを総括した政府報告書は、保健所を含む感染症対策に関わる危機管理体制の強化を提言したとおり、保健所の予算を増やし、人員・体制を緊急に補強、定員増に踏み出すべきと求めました。

健康政策部長は、平時からの配置でなく、一時的に急増する業務に対応できるように、所要人員及び

危険手当の実施と第8期介護事業計画の充実について

杉並区は区職員への特殊勤務手当の支給を、新型コロナウイルス感染者受入れ先等において、区民等の生命及び健康を保持するために緊急に行われた措置に係る一定の業務について、日額4千円を超えない範囲内で、特例の防疫等の業務手当を支給するため、4月30日の区議会臨時会で議決しました。品川区では、介護・障害福祉サービス業務継続支援金交付事業を行うことを発表しました。申請額の基準は事業所ごと、勤務に従事した職員数（常勤換算）の合計数に

予算を考えていくと答えました。さらに、独立法人化された各地の公立病院では、行政からの繰入金が増え、多額の欠損を出すなど経営危機に陥っている。公社荏原病院などの独立法人化はやめ、都立に戻すように都に意見をあげるべきと求めました。

健康政策部長は、今後も都立病院としての役割を果たしていくものと期待していると根拠もなく答えました。

4万円を乗じた額です。

厚生労働省は5月15日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業等に対するサービス継続支援事業の実施について」を発表し、新型コロナウイルスの感染者が発生した特別養護老人ホームなどの職員に対して手当を助成する事業を創設することになりました。危険手当に相当するもので

国の2次補正予算や国の「支援事業」等を使って、医療、介護、障害福祉サービス等業務の職員に、

手当や支援金として、区の独自の乗せした危険手当を新設すべきと求めました。

福祉部長は、事業対象者が国の制度を利用する場合は適切な相談助言を行うと答えました。

コロナ禍だからこそ安心・安全の羽田空港の運用について

新型コロナウイルスの影響で航空需要が激減し、羽田を発着する航空機、国際線で95%減、国内線80%減などとなっています。こうした中で、増便のための都心上空ルートが運用されています。

国は3月25日の参議院予算委員会、「減便で余裕が生じている期間を助走期間と捉えて、騒音測定結果データの蓄積、分析などを行う」と答え、「助走期間については、新型コロナウイルスの影響により減少している需要が回復するまで」とも答えています。それは極めて不誠実な態度であり、助走期間がいつ終わるか分かりません。

コロナの影響で、増便・新ルートが必要などの需要回復というのは、残念ながら当分望めない。

また、第7期の余剰金である介護給付費準備基金の全額を使って2021年度から始まる第8期事業の保険料引下げを行うべきです。**福祉部長**は、今後、適切に対応してまいりますと答えました。

その間少なくとも中止するよう、身近な自治体として国に求めるべき。

空条まちづくり本部長は、必要な対策について求めていくと答えました。

法律相談

顧問弁護士による法律相談です。
お気軽にご利用ください（毎月第2水曜日）

8月12日・9月9日
午後1時～3時

場所 大竹辰治事務所（西蒲田大城通り）

事前にお電話ください ☎ 3735-2611